

京都市告示第 605 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 51 条の 29 第 1 項第 5 号及び第 9 号並びに第 2 項第 5 号の規定により，次のとおり，指定特定相談支援事業者及び指定一般相談支援事業者の指定を取り消します。

平成 31 年 3 月 8 日

京都市長 門川大作

事業者 の名称	事業所の名称 及び事業所番 号	事業所の所在地	サービス種別	取消年月日
合同会 社みち 総合福 祉研究 所	みち相談支援 事業所 2630381230	京都市南区東九 条東岩本町 18 - 2 グランヴィア八 条口 106 号	計画相談支援 地域移行支援 地域定着支援	平成 31 年 3 月 31 日

(保健福祉局保健福祉部監査指導課)